

# 【村営】新宮越住宅要項

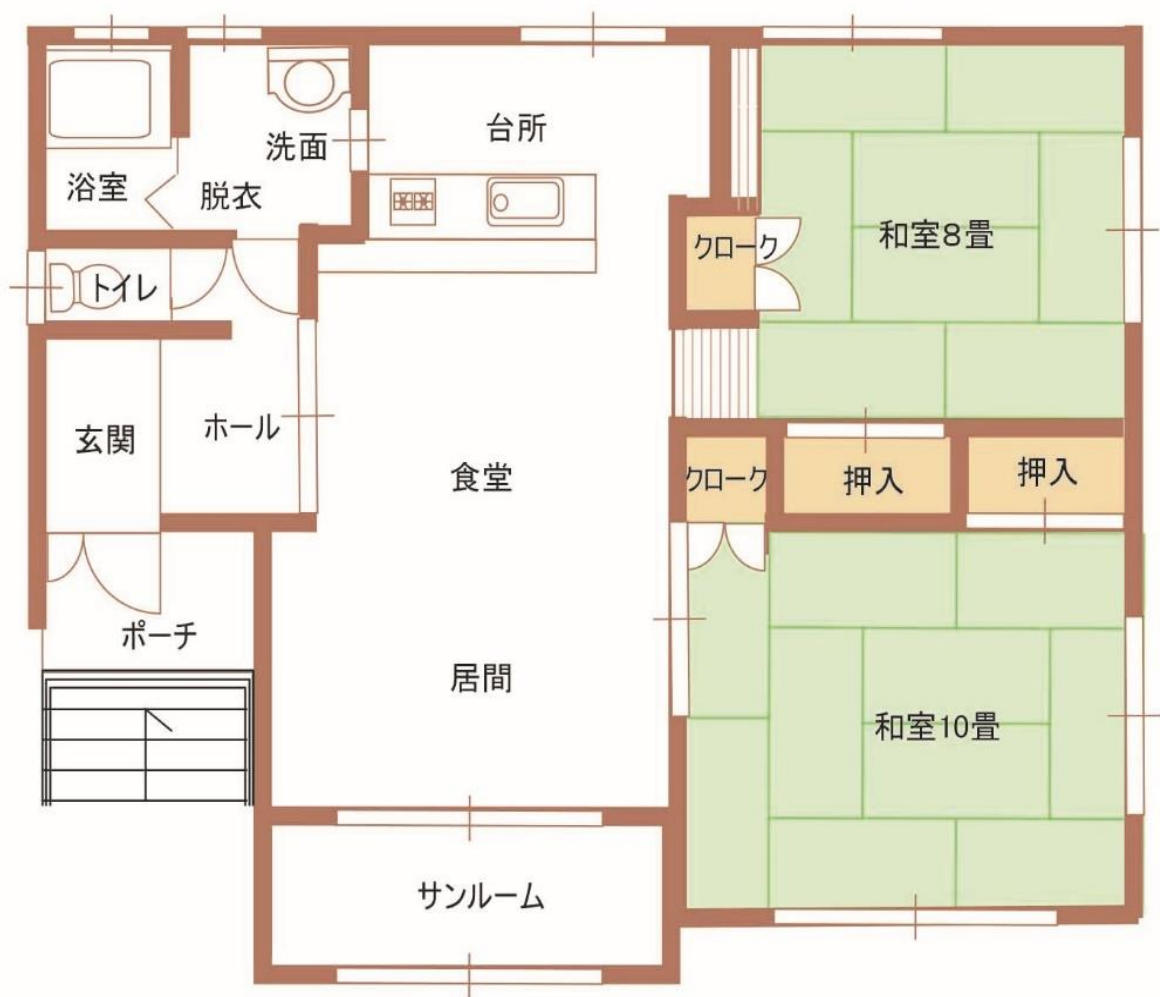
- 所在地 関川村下関地内（大字下関106番地3）
- 構造・規模 木造平屋建て瓦葺、8畳1間、10畳1間、居間兼食事室兼台所、洗面脱衣所および浴室、トイレ、サンルーム
- 戸数 5戸
- 家賃 収入額に応じて決定（18,000～26,800円程度）
- 敷金 家賃月額のみ3ヶ月分（入居決定から10日以内に納付）
- 入居者負担 家賃、電気料、ガス、上下水道料、照明器具、冷暖房機器、浴槽、給湯器（浴室・台所用）、ガスコンロ等

## ●入居資格

- ・世帯の収入が基準値以下であること。（所得に制限があります）
- ・住宅に困窮していること。
- ・村内に住所がある、または入居後に住所をおくこと。
- ・同居（見込み含む）の親族があること。  
※単身入居よりも同居あり入居が優先となります。
- ・国税、地方税の滞納がないこと。
- ・保証人が県内居住者であること。
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員）でないこと。
- ・地域の活動に参加すること。
- ・ペットの飼育をしないこと。

## ●その他

- ・入居者は、住宅を他の者に貸し付け、又はその権利を譲渡できません。
- ・住宅敷地内に工作物を設置又は住宅内部の模様替えは一切できません。ただし、やむを得ないものは、村長の許可により可能です。
- ・住宅及び付属物を破損、滅失した場合は、不可抗力を起因とする場合を除く、修繕料及び障子の張り替え、障子戸の入替え、畳の表替え、部屋の壁紙等に要する費用は、原則として入居者の負担とします。（退去時も同様）



新宮越住宅

新宮越住宅外観



## 新宮越住宅タイプ

準備中。

整いしだい、掲載いたします。